

函館市特別支援教育支援員配置事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、函館市に在住し、小学校、中学校および義務教育学校（以下「学校」という。）に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童生徒に対して、市立学校における日常生活上の介助や学習支援を行い、および当該児童生徒で不登校の状態にあり、函館市南北海道教育センター（以下「センター」という。）のサポートベース函館に通所することが適当と教育委員会が認めた者に対して、社会的自立や学校復帰に向かうための指導および支援を行うために、特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を函館市立の学校ならびにセンターに配置し、本市における特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

（支援員の配置）

- 第2条 学校への支援員の配置にあたっては、配置を希望する学校の校長が「特別支援教育支援員配置申請書」（別記第1号様式）を提出し、教育長が配置校を決定するものとし、1校につき複数の支援員の配置または1名の支援員を複数校に配置することも可能とする。
- 2 前項の規定により支援員の配置が決定した学校の校長は、「特別支援教育支援員配置実施計画書」（別記第2号様式）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。
- 3 センターの支援員については、教育委員会が指導および支援を行うために必要と認める人数を配置するものとする。

（支援員の委嘱）

- 第3条 支援員は、次の各号に掲げるものにより、教育長が委嘱するものとする。なお、委嘱期間は、委嘱日から、委嘱日の属する年度の3月31日までとする。
- (1) 校長による「特別支援教育支援員推薦書」（別記第3号様式）および「特別支援教育支援員登録申請書」（別記第4号様式）に基づく推薦
- (2) 「特別支援教育支援員登録申請書」（別記第4号様式）に基づく教育委員会の選定

（支援員の資格要件）

第4条 支援員の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 教員免許状所有者および介護福祉士の資格取得者もしくはそれに準ずる者

なお、準ずる者とは、保育士・看護師等免許所有者、当該事業に関する識見や経験を有する者もしくは当該事業に理解や熱意のある者をいう。

- (2) 教員免許状および介護福祉士等福祉の専門職の資格取得を目指す者

(支援員の活動)

第5条 支援員は、配置される学校もしくはセンターに応じて、校長や教諭、特別支援教育コーディネーター、担当職員等と協議し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。ただし、旅費の支給を伴う活動はできないものとする。

- (1) 学校に配置される支援員にあつては、次に掲げる児童生徒に対する学習・生活指導の補助

ア 通常学級に在籍し、特別な教育的支援が必要と考えられる児童生徒

イ 特別支援学級に在籍する児童生徒

- (2) センターに配置される支援員にあつては、センターのサポートベース函館を利用する前号に掲げる児童生徒に対する学習・生活指導の補助ならびに社会的自立や学校復帰に向かうための指導の補助および支援

- (3) その他、教育委員会や校長が必要と認める活動および研修

(支援員の活動時間、期間)

第6条 支援員の活動時間は、学校に配置される支援員にあつては学校の課業日を、センターに配置される支援員にあつてはサポートベース函館の利用可能日を基本とし、1日5時間を原則に、1名につき年間1,000時間を上限とする。

- 2 支援員の活動日もしくは活動時間については、行事等に合わせ、年間の上限時間の範囲内で変更できるものとする。ただし、1日の活動時間が6時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間を設けなければならない。
- 3 支援員の活動期間は、当該年度以内とするが、次年度以降も支援員の配置が認められた場合には、継続して活動を行うことができるものとする。

(謝礼金の支払い)

第7条 支援員には、1時間あたり1,010円の謝礼金を1か月ごとに支払わなければならない。

- 2 支援員は、あらかじめ「口座振替依頼書」（別記第5号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

- 3 配置校の校長および南北海道教育センター所長は、「特別支援教育支援員活動実績報告書」（別記第6号様式）により、前月分の支援員の活動実績を毎月5日までに教育委員会へ報告しなければならない。
- 4 前号の報告には、「特別支援教育支援員活動整理簿」（別記第7号様式）の写しを添付するものとする。
- 5 教育委員会は、当該月に受けた報告に基づき、支援員に対する謝礼金を毎月末日までに口座振り込みにより支払わなければならない。

（活動内容の報告）

第8条 配置校の校長および南北海道教育センター所長は、「特別支援教育支援員配置事業実施報告書」（別記第8号様式）により、当該年度の9月末日までに中間報告、3月末日までに事業報告を行わなければならない。

（秘密の保持）

第9条 支援員は、活動上知り得た個人情報およびその他の内容を第三者に漏らし、または、公表してはならない。なお、この業務への活動終了後においても同様とする。

（保険の加入）

第10条 支援員は、活動中および活動のための移動中の事故、災害等に対応するため、傷害保険等に参加することとし、これに要する費用は教育委員会が負担する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。